

「夢をはぐくむ家庭の元気」（幼児期版）の活用方策について

1 家庭教育をめぐる最近の主な動き

平成18年12月	改正教育基本法の施行 第10条に「家庭教育」を規定
平成20年6月	改正社会教育法の施行 教育委員会の事務に、家庭教育に関する情報の提供を規定
平成20年7月	教育振興基本計画 閣議決定 特に重点的に取り組むべき事項の一つとして「家庭教育支援」を規定

2 家庭教育支援の主な今日的な課題

- ①すべての親を対象とする家庭教育支援
学習を希望する親の学習支援から、すべての親の子育て支援施策としての学習支援が必要。
- ②社会全体による家庭教育支援
家庭教育支援を地域や企業を含め、社会全体で行っていくことが必要。

3 「夢をはぐくむ家庭の元気」（幼児期版）の作成について

- (1) 作成に至る経緯
 - ・平成22年6月に、家庭教育の指針「夢をはぐくむ家庭の元気」（小中学生版）を作成。
 - ・幼児期の家庭教育の重要性を踏まえ、家庭教育の指針（幼児版）の作成について検討。平成23年5月より、組織を立ち上げ、作業を開始。
- (2) 「夢をはぐくむ家庭の元気」（幼児期版）の概要
 - ア 作成の方針
 - ・幼児期における家庭教育の役割の重要性を伝える。
 - ・家庭で取り組むヒントになるもので、家庭でできる具体的な実践を促す。
 - ・発達段階に応じた内容を盛り込む。
 - イ 規格
A4・カラー・両面、8ページのリーフレット
- (3) 検討組織
13名の委員から構成される「子育て支援連携推進委員会」を組織し、その下に、作業チーム「子育て支援連携推進ワーキングチーム」を設置。
- (4) 作業スケジュール

原稿作成完了	平成23年12月
業務委託先の選定	平成24年1月
印刷の完了	平成24年3月
- (5) 配付の予定
 - ア 配付時期
平成24年4月～6月頃
 - イ 配付対象（予定）
2歳～小学校就学前の子どもをもつ保護者、地域の教育支援員、幼稚園、保育所等
 - ウ 活用促進に向けた取組（予定）
市町訪問等によるPR、幼稚園等における出前講座、各種研修会での活用

(参考) 家庭教育の指針「夢をはぐくむ家庭の元気」の活用促進に向けた取組

1 小中学生の保護者への配布と校長会等でのPR

- 小中学校を通じて、各家庭に「夢をはぐくむ家庭の元気」を配布。
(平成22年度は全家庭、平成23年度は小学生の保護者のみ。)
- 県教委のホームページに「夢をはぐくむ家庭の元気」を掲載。
- 各市町の小学校校長会への訪問によるPRと保護者への啓発依頼。
- 県教委の広報誌等を通じたPR。

2 「わが家のやくそく大募集」の実施による活用促進

- 夏休み前に、全小中学校を通じて各家庭に応募用のプリントを配布し、夏休み終了後に「わが家のやくそく」を募集。(応募用紙には、我が家の約束、実施後の本人の感想、保護者のコメント等を記入。)
- 応募者全員に、オリジナル缶バッチをプレゼント。
- 10月の家庭教育支援強化月間に合わせて、応募作品の中からいくつかを県庁エントランスホール、県立図書館、県児童センターに掲示。
- 応募数 平成22年度 680名 平成23年度 1,376名

3 「家庭の元気応援出前講座」の実施による活用促進

- 「夢をはぐくむ家庭の元気」を活用しながら、子育てや親の役割等について学び合うための出前講座を、平成23年度からPTA等を対象に実施。
- 申込数 16団体(11月1日現在)

4 PTAとの連携による活用促進

- 平成22年度の県PTA指導者研修会において、パネルディスカッションを行い、「夢をはぐくむ家庭の元気」を活用した取組について啓発。
- 県PTA連合会の家庭教育委員会において、「夢をはぐくむ家庭の元気」の活用に向けた啓発活動を実施。

5 その他

- 10月の家庭教育支援強化月間に合わせて、「夢をはぐくむ家庭の元気」を県内の小児科医院等に配布し、待合室での設置等を依頼。
- 10月の家庭教育支援強化月間を中心に、ラジオ・テレビを活用した広報・啓発活動を実施。
- 「子育て文化創造フェスタ」(こども未来課事業)の会場に、「夢をはぐくむ家庭の元気」を設置。